

1 事業名

所沢市消防団条例及び所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

2 事業の概要

長年培った専門的知見を地域防災力に還元したいという意欲を持つ消防団員 OB 等を活用することで、地域防災力の強化及び充実を図るため、機能別消防団員制度を導入することについて、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

県内では、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町などにおいて消防団員 OB 等を機能別団員として任用している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

消防組織法、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・ 新旧対照表
- ・ 機能別団員の概要

新

旧

議案第 99 号 所沢市消防団条例及び所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市消防団条例の一部改正（第 1 条関係）

（定員）

第 5 条 消防団員の定員は、326 人とする。

（種類）

第 5 条の 2 消防団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員を除く全ての消防団員とする。

3 機能別団員は、市長が別に定める特定の職務に従事する消防団員とする。

（任命）

第 6 条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は団長が別に規則で定めるところにより、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。

(1)～(3) 略

（欠格条項）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることできない。

(1)～(3) 略

（休団）

第 8 条の 2 長期間消防団活動に従事することができない消防団員は、3 年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員が休団をしようとするときは、あらかじめ団長にあつては市長の、その他の者にあつては団長の承認を受けなければならない。

（定員）

第 5 条 消防団員（以下「団員」という。）の定員は、326 人とする。

（任命）

第 6 条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が別に規則で定めるところにより、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。

(1)～(3) 略

（欠格条項）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることできない。

(1)～(3) 略

（休団）

第 8 条の 2 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3 年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ団長にあつては市長の、その他の者にあつては団長の承認を受けなければならない。

3 休団中の消防団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。

4 休団中の消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該消防団員が属していた階級とする。

5 略
(分限)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(3) 略

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1)・(2) 略

(懲戒)

第10条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)・(2) 略

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 略

(服務規律)

第12条 消防団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、基本団員は、招集を受けない場合であつても、災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。

第13条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第14条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第15条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行つてはならない。

(報酬)

第16条 基本団員の報酬は年額報酬及び出動報酬とし、機能別団員の

3 休団中の団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。

4 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

5 略
(分限)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(3) 略

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1)・(2) 略

(懲戒)

第10条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)・(2) 略

(3) 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 略

(服務規律)

第12条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。

第13条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第14条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第15条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行つてはならない。

(報酬)

第16条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

報酬は出動報酬とする。

2 年額報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、休団中の基本団員の年額報酬は、支給しない。

3 出動報酬は、消防団員が別表第2に掲げる職務に従事する場合に、同表のとおり支給する。

(費用弁償)

第17条 消防団員が別表第2に掲げる職務に従事する場合の費用弁償は、1回について300円とする。

2 前項の場合を除き消防団員が公務のため市外へ出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 年額報酬は、別表第1のとおりとする。ただし、休団中の団員の年額報酬は、支給しない。

3 出動報酬は、団員が別表第2に掲げる職務に従事する場合に、同表のとおり支給する。

(費用弁償)

第17条 団員が別表第2に掲げる職務に従事する場合の費用弁償は、1回について300円とする。

2 前項の場合を除き団員が公務のため市外へ出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

◎所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（第2条関係）

第4条の2 非常勤消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。

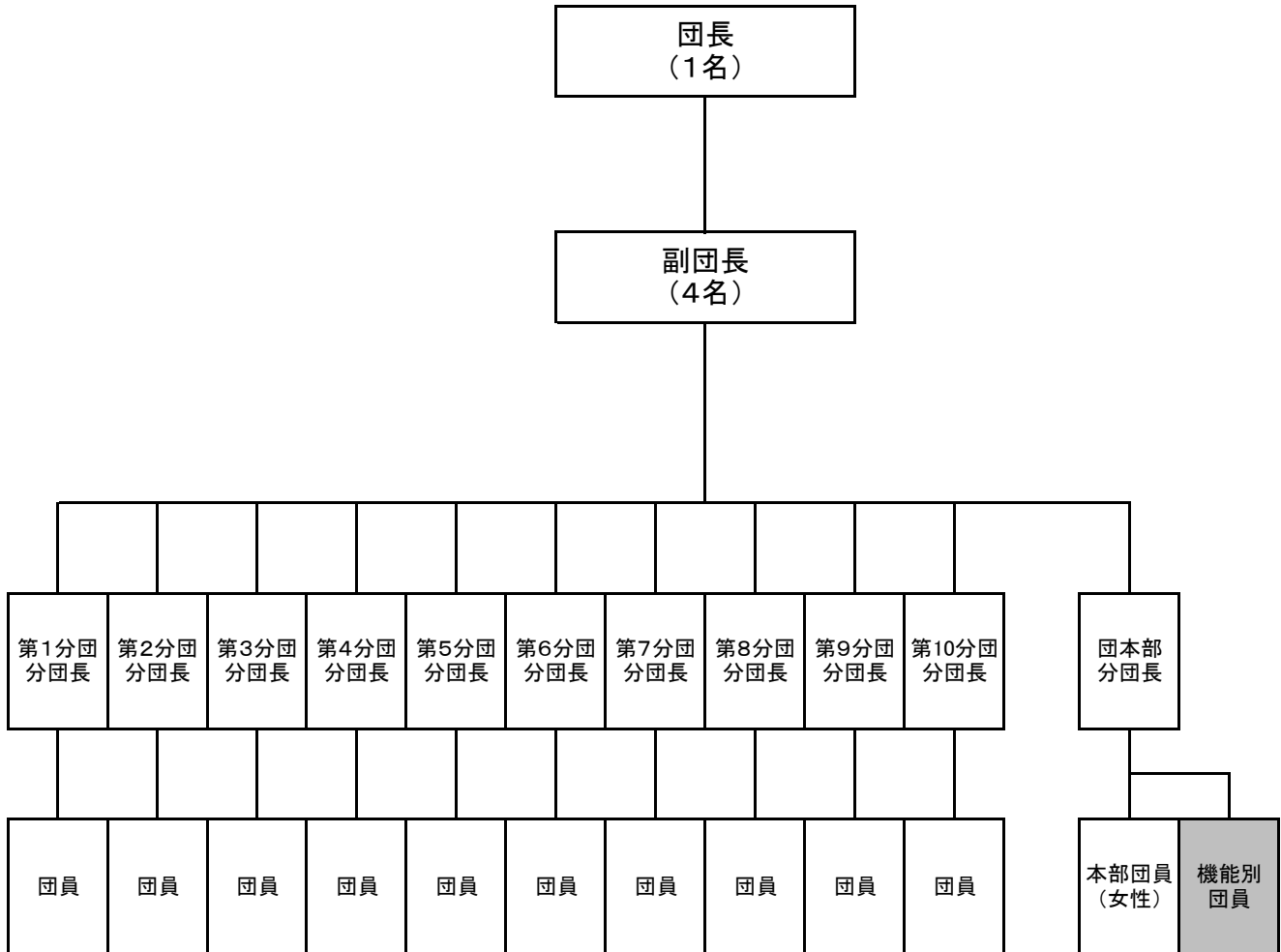
(1) 基本団員（所沢市消防団条例（昭和51年条例第38号）第5条の2第2項の基本団員をいう。）として一定期間勤務しなかつたことが明白である場合

(2) 機能別団員（所沢市消防団条例第5条の2第3項の機能別団員をいう。）として勤務した場合

第4条の2 非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかつたことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

機能別団員の概要

所沢市消防団の機構(機能別団員導入後)



機能別団員:大規模災害への出動などの特定の活動・役割等を担う消防団員を、「機能別団員」として新たに定め、消防団の活動を補完します。機能別団員は、消防団で15年程度活動した消防団OBなどの活用を想定しています。